

令和2年度

要 覧



オーテピア高知声と点字の図書館

OTEPiA Kochi Talking Book & Braille Library

TEL:088-823-9488 FAX:088-820-3218

〒780-0842 高知市追手筋2-1-1

令和2年7月

目 次

略年表	1
令和2年度運営方針	2
令和2年度実施計画	4
1 組織	8
2 施設	9
3 予算	10
4 令和元年度蔵書統計	11
5 令和元年度実施計画成果	13
6 関係条例・規則等	23

略年表

1967(S42)年	10月	高知点字図書館を設置
	12月	第1回点訳奉仕者講習会・第1回録音奉仕者講習会開催
1968(S43)年	7月	「竹内寿亀点字文庫」の開設
1969(S44)年	12月	「高知県点字文庫」の開設
1972(S47)年	7月	県委託事業「第1回点訳奉仕員養成講座」開催
1974(S49)年	1月	県委託事業「第1回朗読奉仕員養成講座」開催
	11月	対面による読書会始まる
1975(S50)年	3月	「すぐ読む会」発足 委託朗読スタート
1978(S53)年	9月	「祖父江良夫文庫」の開設
1979(S54)年	4月	録音オープンリールテープのカセット化開始
1980(S55)年	11月	第1回対面朗読講習会開催
1981(S56)年	1月	対面朗読スタート
1983(S58)年	9月	「高知朗読奉仕者友の会」結成
1987(S62)年	10月	20周年記念式典及び講演会開催
1988(S63)年	1月	点訳奉仕者の会「高知ブライユの会」結成
1990(H 2)年	2月	日本アイ・ビー・エムのホストコンピューターとパソコン通信でつながる
1992(H 4)年	12月	旭食品株式会社より 1,000 万円の寄附を受け、高知点字図書館竹内基金が設置される
1994(H 6)年	11月	大原富枝文学館に大原文学の録音図書を寄贈(60 タイトル 459 巻)
1997(H 9)年	5月	点字即時情報ネットワーク(JBニュース)事業を県より受託, JBニュース発行開始
	10月	30周年記念式典, 講演会, 福祉機器展開催。「30周年記念誌」発行
1999(H11)年	6月	デジタル録音図書読書機プレクストークとCD録音図書の貸出が始まる
2000(H12)年	4月	視覚障害者を対象としたパソコン講座を開講
2007(H19)年	10月	40周年記念式典及び講演会, 三者交流会を開く
2010(H22)年	4月	全国視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」運用開始 サピエ図書館サービスが開始される

2011(H23)年	1月	故岡村洋子氏の遺言による寄附金を原資に高知点字図書館事業振興基金が設置される
	3月	新点字図書館基本構想を策定
	7月	新図書館等複合施設整備基本計画を公表
2012(H24)年	3月	新図書館等複合施設等基本設計を公表
2014(H26)年	6月	第1回テキストデイジー講習会を開催
	9月	第1回対面音訳ボランティア養成講座, スキルアップ研修会を高知県立図書館と合同で開催
2015(H27)年	11月	新点字図書館の名称「オーテピア高知声と点字の図書館」に決定
2016(H28)年	4月	仮設市民図書館・点字図書館開設
	11月	新点字図書館サービス等検討委員会を設置
2017(H29)年	3月	オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画を策定
	11月	50周年記念式典, 講演会, 三者交流会を開く
	12月	オーテピア竣工, 引渡し
2018(H30)年	7月	オーテピア高知声と点字の図書館開館
	11月	第1回高知声と点字の図書館運営協議会を開催
2019(H31)年	3月	高知桜ライオンズクラブより録音図書再生機46台(オーテピア高知図書館23台, 声と点字の図書館23台)の寄贈を受ける
2020(H31)年	4月	高知桜ライオンズクラブから寄贈を受けた録音図書再生機を活用し, オーテピア高知図書館と共同で県内の福祉施設, 特別支援学校(学級), 公立図書館に各種バリアフリー図書や読書機器等をセットで貸し出す「さくらバリアフリー文庫」サービスを開始
2021(R元)年	12月	故祖父江良夫氏ご遺族から録音図書再生機12台の寄贈を受ける

令和2年度運営方針

～すべての人を『本』の世界へ～

県内には、障害、高齢、病気など様々な理由で活字図書での読書が困難な方が多くいます。

声と点字の図書館は、すべての人が読書を楽しめるように、録音図書や点字図書などのバリアフリー図書で読書を積極的にサポートしていきます。

1 オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画の推進

2 「文字情報の利用が困難な人」の読書・情報環境の充実への取組

令和元年度の分析を踏まえ、利用促進に効果的な当事者に関わる人への施設やサービスの周知に積極的に取組む。読書バリアフリー法関連の国補助事業を活用し、読書困難者の読書環境の推進を図る。

- ・ 読書バリアフリーサービスの PR,
- ・ 県内公共図書館との連携、協力体制の構築
- ・ 出前図書館等の実施
- ・ 読書バリアフリー推進事業の実施

3 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実への取組

- ・ 高知県眼科医会の進めるロービジョンケアへの協力等の取組を継続
- ・ 読書バリアフリー推進事業の実施(再掲)

4 県民、市民との協働による読書・情報サービスの充実への取組

- ・ 読書バリアフリーについての啓発や PR
- ・ ボランティアの養成及びスキルアップ等の講座を開催し、ボランティア活動の推進を図る。

令和2年度実施計画

※新型コロナウイルスの影響により中止となったものは「(コロナ中止)」と記載

【重点目標】

関係機関及び県内市町村図書館と連携，協力し，県下全域の読書困難者への読書支援を推進する。

I 「文字情報の利用が困難な人」の読書・情報環境の充実

○成果指標:新規利用登録者数

○【令和2年度目標値:90人（R元年度実績62人）】

令和2年度も，開館年度実績(85人)の継続維持を目標とする。

取組内容

令和元年度の分析を踏まえ，利用促進に効果的な当事者に関わる人への施設やサービスの周知に積極的に取組む。

読書バリアフリー法関連の国補助事業を活用し，読書困難者の読書環境の推進を図る。

○読書バリアフリーサービスの PR

利用者拡大のため，関係機関等へのサービスやバリアフリー図書の PR，周知活動に取り組む。

令和2年度については，読書困難者と関わる施設(県内福祉保健所，各市町村の障害者相談センター，地域包括支援センター等)，眼科医療機関を対象に取り組みを進める。また，各種の障害者手帳の交付時の PR リーフレットの配布について関係機関への協力要請などに取組む。

○県内公共図書館との連携，協力体制の構築

録音図書貸出など市町村図書館での読書バリアフリーサービス実施に向けて，各館の実情等にあわせた連携・協力の方法を検討(4館程度)

○製作図書選書会の開催

ボランティアにより製作する図書(点字・録音・テキスト・マルチメディアデージー)について，製作図書選書会要領を制定し，利用者・ボランティア・職員で構成する選書会を開催して製作図書を決定する。

OPR・出前図書館等

(図) ⇒オーテピア高知図書館連携

開催日	行事内容	備 考
7月 22 日～7月 23 日 (コロナ中止)	高知県福祉機器展「こうちバリアフリーフェスティバル」出前図書館(図)	ぢばさんセンター
9月 8～30 日(休館除く)	バリアフリー関連パネル展(表題未定)	1F休憩コーナー
11 月 30 日～12 月 1 日	キッズバリアフリーフェスティバル(図)	ふくし交流プラザ
この他県内各市町村の福祉イベント等に積極的に参加		

○読書バリアフリー推進事業(新)の実施

読書バリアフリー法関連の国補助事業(障害者 ICT サポート総合推進事業)を活用

1. 読書・情報支援(書籍等の活字メディアやweb サイト等へのアクセスが困難な人への支援)

(1)障害者用デジタル図書(音声・テキスト・マルチメディアの各種デージー図書)の利用機会拡大

- ①新規利用者へのデージー図書再生機貸出
- ②特別支援学校(学級), 障害者施設, 医療機関等への貸出
- ③各種デージー図書の利用方法の指導, 利用支援

(2)障害者 ICT 利活用推進

- ①電子書籍体験講座
- ②ICT 先端技術体験講座(タブレットや AI スピーカなどの ICT 活用)

2. サピエ及び ICT 利活用支援

(1)障害者当事者のサピエ等利用推進

サピエ図書館利用指導(会員登録や専用ソフト, アプリの紹介, 図書検索やダウンロードなど使用方法の指導及びトラブル等のサポート)

(2)ICT サポーター講習

障害者の身近にいて, 実際にサポートができる人(家族, 教員, 福祉サービス関係者等)を対象に, サピエ図書館の利用や ICT 利活用をサポートできる人材を養成

3. 地域情報提供事業

地域情報誌発行者等に委託し, イベント, 飲食店その他の店舗情報等の地域情報を定期的にサピエ地域生活情報に掲載

○その他

- ・全国視覚障害者情報提供施設協会全国大会(高知県大会)開催(コロナ中止)
- ・図書館司書専門講座(事例発表):文部科学省 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター(コロナ中止)

Ⅱ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

○成果指標:視覚障害に関する相談件数

○【令和2年度目標値: 270件 (R元年度実績245件)】

令和2年度は、前年度実績の10パーセント増をめざす。

取組内容

○高知県眼科医会の進める高知県版スマートサイトである高知県ロービジョンケア紹介リーフレット「高知家のいっぽ」の活用等の取組を継続

○読書バリアフリー推進事業(新)の実施(再掲)

特にICT活用などについて、視覚障害、ロービジョン対象のメニューを充実

(図) ⇒オーテピア高知図書館連携

開催日	行事内容	備 考
令和2年5月2日～ 5月6日 (コロナ中止)	GW 特別企画 「『見る』の科学」(科学館) 視覚障害支援機器紹介・体験 みらい科学館とのタイアップイベント	4F 研修室・集会室
11月29日 (コロナ中止)	ルミエールフェスタ・目の健康講座	高知県眼科医会共催
時期未定	バリアフリー映画会(図)、三者交流会	

Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

○成果指標:ボランティアによる図書製作数

○【令和2年度:目標値】 ボランティアアンケートによる図書製作数

図書製作数(タイトル数): ボランティア活動調査による図書製作数の集計

点字図書	194	テキストデージー	5※
録音図書	71	マルチメディアデージー	5※

※テキスト・マルチメディアデージー図書は製作体制構築中につき参考値

取組内容

○読書バリアフリーについての啓発や PR

○ボランティアの養成及びスキルアップ等の講座を開催し、ボランティア活動の推進を図る。

(図) ⇒オーテピア高知図書館連携

	開催日	行事内容	備 考
啓発・PR	5月1日～5月20日（コロナ中止）	ボランティア活動紹介＆養成講座募集 展示スペースを活用	1F休憩コーナー 展示スペース
	5月17日・5月23日（コロナ中止）	まちゼミ出展「親子で点字のメッセージカードづくり」	声と点字の図書館内
	11月	まちゼミ出展予定	声と点字の図書館内
ボランティア活動推進	6月27日～3月	点訳ボランティア養成講座	1F 会議室他
	7月下旬～3月	音訳ボランティア養成講座	1F 会議室他
	8月予定	デジタル資料製作ボランティア養成講座	1F 会議室他
	9月8～30日（休館除く）	バリアフリー関連パネル展（表題未定）	1F休憩コーナー
	11月	まちゼミ出展予定	声と点字の図書館内
	11月下旬	調べ方研修：ボランティア対象（図）	
	2月27日～28日	ボランティアスキルアップ研修会	

1 組織

高知市健康福祉部 福祉事務所 声と点字の図書館

15 名(正職員8名 任期付短時間勤務職員2名 会計年度任用職員5名)

- ・ 館長
- ・ 副館長(利用推進管理主幹), 点字図書館担当係長事務取扱
- ・ 主幹:視覚障害者生活訓練指導員
- ・ 主任:音訳担当, 利用者サービス
- ・ 主任:点訳担当, 利用者サービス
- ・ 主任:マルチメディアデイジー担当, 対面音訳, 利用者サービス
- ・ 主査:テキストデイジー担当, 対面音訳, 利用者サービス
- ・ 主査:情報支援担当
- ・ 専門員(司書)2名:貸出・読書支援 (※任期付短時間勤務職員)
- ・ 会計年度任用職員 5名
点訳担当1名, 音訳担当2名, テキスト(デイジー)担当1名, 職員業務補助 1 名
- ・ 併任職員:高知県障害福祉課課長補佐

○高知市事務分掌規則(平成 12 年4月1日規則第 51 号) 抜粋

声と点字の図書館

- (1) 点字図書, 録音図書等に関すること。
- (2) 点訳・音訳その他声と点字の図書館ボランティアの育成及び支援に関すること。
- (3) 視覚障害者等への情報支援に関すること。
- (4) 声と点字の図書館の運営管理に関すること。

2 施設

○設立年月日 平成 30 年7月 24 日

○所在地 高知市追手筋2丁目1-1 オーテピア1階

○休館日:月曜日(祝日の場合は開館)／毎月第3金曜日(8月及び祝日を除く)／8月11日(山の日)を含む4日間(資料特別整理期間)／年始年末(12月29日～1月4日)

○開館時間:火曜～金曜(午前9時～午後8時)／土曜(午前9時～午後6時※7・8月は午後8時まで)／日曜・祝日(午前9時～午後6時)

○諸室

室 名	面積(㎡)	室 名	面積(㎡)
閲覧室	112.45	録音室(前室)	14.89
会議室	54.01	録音室(1)	6.5
対面音訳室 1	7.39	録音室(2)	7.09
対面音訳室 2	6.52	録音室(3)	6.5
対面音訳室 3	7.75	録音室(4)	7.09
相談室 A	18.36	事務室	51.66
相談室 B	6.83	発送・作業室	41.56
ボランティアスペース	77.86	印刷・製本室	18.63
校正室	17.07	録音図書用書庫	68.69
編集室(1)	9.33	男子更衣室	4.37
編集室(2)	7.11	女子更衣室	10.73
保管庫	21.67	点字書庫	189.89
上 記 小 計			773.95
廊下・トイレその他			143.99
合 計			917.94

○設備・備品

室 名 等	設置備品・機器等
閲覧室	音声パソコン, デイジー図書再生機, デイジー図書再生用タブレット, 点字ディスプレイ
視覚障害者向機器展示コーナー	拡大読書器各種, ルーペ各種, 音声時計・体重計・体温計, 活字読上げ装置, ロービジョン筆記用具, 便利グッズなど
ボランティアスペース	点訳・デジタル資料製作用パソコン, スキャナー, 自動ページ読取機
録音室	録音ブース, 録音機材
印刷・製本室	点字プリンタ
バリアフリー設備	点字ブロック, 音声案内, 磁気ループ(補聴)

3 予算

事業名	令和元年度予算			令和2年度 予算(当初)
	予算		決算	
	当初	補正		
声と点字の図書館運営協議会委員報酬	130		58	130
職員給与費	74,891	△230	74,450	74,191
会計年度任用職員給与費(臨時職員からの法改正)	—		—	4,459
事務費 ・臨時職員賃金等⇒会計年度任用職員へ ・研修会派遣等	2,523		2,776	517
施設管理費 ・光熱水費, 施設維持管理費	8,098		7,341	7,904
事業費 ・図書製作, 貸出, 広報誌郵送等	3,692		4,378	3,615
点字情報ネットワーク事業費 ・点字ニュース発送 ・臨時職員賃金等⇒会計年度任用職員へ	2,306		2,289	197
声と点字の図書館ボランティア養成事業費 ・点訳・音訳ボランティア養成	1,746		1,348	1,384
視覚障害者情報支援事業費 ・ルミエールフェスタ, 講座, 相談等	702		489	211
声と点字の図書館利用促進事業費 ・PR 用リーフレット印刷, 郵送・出前 サービス, 各種バリアフリー図書購入等	1,052		861	952
声と点字の図書館ボランティア活動推進事業費 ・ボランティアスキルアップ研修 ・ボランティア活動支援	2,209		1,939	2,890
読書バリアフリー推進事業	—		—	6,000
高知点字図書館竹内基金積立金	9		1	9
高知点字図書館振興基金積立金	35		4	34
合 計	97,393	△230	95,934	102,493
	97,163			

4 令和元年度蔵書統計 (令和2年3月 31 日時点)

点字図書		冊数	タイトル数	割合 (%)
0	総記	593	169	1.57%
1	哲学・宗教	1,421	404	3.76%
2	歴史・地理	3,521	748	6.97%
3	社会科学	4,372	1,349	12.57%
4	自然科学	4,147	1,513	14.10%
5	技術	1,072	507	4.72%
6	産業	468	147	1.37%
7	芸術	1,032	375	3.49%
8	言語	1,779	432	4.03%
9	文学	16,534	4,772	44.47%
	その他※	1,044	316	2.94%
計		35,983	10,732	100%

(凡例)

- ・ 区分はサピエ図書館におけるNDC分類による
- ・ 児童書を含む
- ・ 割合はタイトル数による
- ・ その他※
高知県関係,サピエ NDC 未分類等

録音図書		カセット図書			CD録音図書		
		巻数	タイトル数	割合 (%)	枚数	タイトル数	割合 (%)
0	総記	1,176	524	5.66%	173	173	2.19%
1	哲学	2,509	486	5.25%	213	212	2.68%
2	歴史	4,298	677	7.31%	377	377	4.77%
3	社会科学	3,129	550	5.94%	571	570	7.21%
4	自然科学	2,549	634	6.84%	649	639	8.08%
5	技術	1,058	304	3.28%	165	165	2.09%
6	産業	376	79	0.85%	88	88	1.11%
7	芸術	1,249	261	2.82%	224	224	2.83%
8	言語	190	51	0.55%	30	30	0.38%
9	文学	31,514	4,834	52.19%	5,346	5,342	67.53%
	その他※	3,351	863	9.32%	107	91	1.15%
計		51,399	9,263	100%	7,943	7,911	100%

マルチメディアデ ィー図書		枚数	タイトル数	割合 (%)
0	総記	2	2	0.41%
1	哲学	7	7	1.44%
2	歴史	5	5	1.03%
3	社会科学	35	35	7.20%
4	自然科学	14	14	2.88%
5	技術	1	1	0.21%
6	産業	3	3	0.62%
7	芸術	52	52	10.70%
8	言語	9	9	1.85%
9	文学	269	269	55.35%
	その他※	89	89	18.31%
計		486	486	100%

5 令和元年度実施計画成果

【取組みの重点目標】

県下全域の読書困難者への読書支援を推進

眼科医療機関、福祉施設等との連携による視覚障害者への支援の充実

令和元年度から開館年度の実績を踏まえ、基本方針各項目Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについて成果指標を設定した

Ⅰ 「文字情報の利用が困難な人」の読書・情報環境の充実

○成果指標:新規利用登録者数

視覚障害、高齢、病気、その他の障害で読書が困難な人は県内にも数万人規模で存在することが推定される。しかし、録音図書等のバリアフリー図書の存在を知らないため、読書をあきらめている人が多くいる。こうした人達への読書機会の提供がサービス計画の重要課題であり、取組の成果を反映する毎年度の新規利用登録者数を成果指標とする。

○〔令和元年度目標値:90人（H30年度実績 85人）〕

令和元年度は、開館年度実績の継続維持を目標とする。

○成果 新規利用登録者数 62人 達成率 68.9%

○評価・分析

前年度は、オーテピア開館にあわせ全県下的に PR・広報を行ったこともあり、通常年の3～4 倍ほどの新規登録があった。今年度は、開館年度の実績をいかに維持・継続できるかが大きな課題であった。

結果として前年度より 23 人減(85 人→62 人)。特に影響が大きかったのは高知市以外の市町村の視覚障害者登録者の減少(前年度比 17 人減)。一方、視覚障害以外の読書困難者の新規登録は(38 人→35 人)とほぼ同数を維持。リニューアルオープンのテーマである「すべての読書困難者へサービスを提供する」ことについては実践できている。

○課題

従来の全ての読書困難者への利用促進を継続して進めるとともに、高知市以外の市町村における取組方法について再考する必要がある。

取組にあたっては、当事者に関わる人への施設やサービスの周知に重点的に取組むことが利用促進に効果的である。

1 新規登録者数

()内は(高知市:高知市以外)

年度		平成 30 年度	令和元年度
新規登録者		85人(47:38)	62人(39:23)
内 訳	視覚障害者 (手帳有)	47人(21:26)	27人(18:9)
	その他の障害 (手帳等有)	22人(16:6) (肢体不自由等 13, 知的1, 精神 3, 発達4, その他1)	16人(9:7) (肢体不自由等5, 発達障害5, 知的3, 精 神1, 聴覚1, その他1)
	読書困難	16人(10:6) 小さい字や長時間の読書が困難等 14, 読字困難2	19人(12:7) 小さい字が読めない 13(眼病8, 高齢5), 長時間読書が困難 4, 読み書き困難 2

○ 団体貸出登録 新規登録 21 団体

団体貸出登録施設

()内は(高知市:高知市以外)

	平成 30 年度	令和元年度	累計
公共図書館等	2(0:2)	8(1:7)	10(1:9)
特別支援学校	4(4:0)	7(2:5)	11(6:5)
福祉施設	10(7:3)	5(4:1)	15(11:4)
医療機関	1(1:0)	1(0:1)	2(1:1)
合計	17(12:5)	21(7:14)	38(19:19)

2 PR・出前図書館等

(図) ⇒オーテピア高知図書館連携

開催日	行事内容	備 考
平成 31 年 4 月 27 日～ 令和元年 5 月 6 日	「見て・聞いて・さわって楽しむ本の世界」 ※「さわって楽しむ科学館」(高知みらい 科学館)タイアップイベント	1F 閲覧室、会議室 ※5F 特設コーナー でも対応
7 月 6～25 日(休館除く)	「ご存知ですか?【読みたい】をかなえる バリアフリー図書」	1F 休憩コーナー 展示スペース
7 月 12 日～7 月 14 日	高知県福祉機器展「こうちバリアフリーフ ェスティバル」出前図書館(図)	ぢばさんセンター
8 月 3 日	県立盲学校オープンスクール出前図書館	
10 月 27 日	奈半利健康まつり出前図書館	
11 月 14 日	療育発達障害セミナー出前図書館	ソーレ
11 月 30 日～12 月 1 日	キッズバリアフリーフェスティバル	ふくし交流プラザ
12 月 3 日	いの町ミニデイ交流会	いの町
12 月 7 日	・療育発達障害就労セミナー出前図書館 ・「障害者のつどい in 安芸」出前図書館	ソーレ 安芸市社協
1 月 26 日	津野町立図書館こども司書講座	津野町
2 月 9 日	サイエンスフェスタ WEST	黒潮町

○新規登録者及び団体貸出施設のフォローアップ、アフターケアの実施

新規個人登録者(8月), 団体貸出施設(1 月～2 月)に実施

○来館者数など

・来館者数 令和元年度 69,854 人(平成 30 年度 69,632 人)

・視察・見学数

学校見学 50 件(3,088 人), その他視察 35 件(755 人), 学校(特別授業)3 件(60 人)

○図書製作基本方針の策定, 選書会の検討

○その他(事例発表, 講師受諾)

・全国図書館大会(三重大会)障害者サービス分科会 事例発表

・埼玉県図書館協会 障害者サービス研修会 講師

・日本図書館協会 図書館基礎講座 in 高知 特別講座 講師

Ⅱ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

○成果指標:視覚障害に関する相談件数

視覚障害者の支援には、必要とする様々な情報の提供や各種サービス実施機関等への橋渡しなど、見えない・見えにくいことで生じる様々な困りごとに対し、気軽に相談できる窓口としての機能が特に重要となることから、成果指標を「視覚障害に関する相談件数」とする。

○【令和元年度目標値:200件（H30年度実績 89件）】

令和元年度は、高知県版スマートサイトである高知県ロービジョンケア紹介リーフレット「高知家のいっぽ」の活用開始もあり、開館年度実績の倍増を目標とする。

○成果 相談件数 245件 達成率 122.5%

○評価・分析

今年度目標を達成。

相談内容は視覚障害者用福祉機器・情報機器・福祉サービスなどに関するものも76件(31%)となっており、読書サービス以外の視覚障害に関する相談も多くなっている。

○課題

読書だけではなく、視覚障害者の様々なニーズに応える情報提供のポータルとしての役割をさらに充実させていく必要がある。

1 視覚障害に関する相談件数 245件(89件) ※()数は令和元年度

※訪問 40(47)件, 来館 101(26)件, 電話 92(16)件, メール 5件, その他 7件

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ①図書利用 | 63件(市内 36, 市外 23, 県外 4) |
| ②読書情報機器関係 | 69件(市内 47, 市外 22) |
| ③福祉機器相談 | 44件(市内 38, 市外 6) |
| ④情報機器関係 | 28件(市内 27, 市外 1) |
| ⑤福祉サービス | 4件(市内 3, 市外 1) |
| ⑥その他 | 37件(市内 32, 市外 4, 県外 1) |

○視覚障害以外 62件

- ・視覚障害以外の障害者等からの相談 23件
- ・福祉施設, 特別支援学校, 医療機関からの相談 39件

2 取組内容

○高知県眼科医会の進める高知県版スマートサイトである高知県ロービジョンケア紹介リーフレット「高知家のいっぽ」の活用に参加，協力し，視覚障害者への支援を充実

・「高知家のいっぽ」の作成，ホームページ掲載等

・「高知家のいっぽ」活用 利用者4件

○「ルミエールフェスタ 2019」令和元年9月 29 日に開催(単位:人)

障害のある人もない人も一緒に体験できる視覚障害者スポーツを中心に開催。

・チャレンジド・ヨガ，クライミング，タンDEM自転車試乗会，サウンドテーブルテニス，機器展示会，バリアフリー映画会，盲導犬体験歩行，盲導犬教室，点字名刺作り⇒延べ参加者数 473 人

・交流会 参加者 30 人(利用者 9 ボランティア 17 職員 4)

・当日声と点字の図書館の来館者 877 人

・同日開催 「目の健康講座」(高知県眼科医会主催) 158 人

○その他行事

開催日	行事内容	備 考
9月7～26 日(休館除く)	「視覚障害者スポーツ紹介パネル展」	1F休憩コーナー
2 月 26 日	ルミエール出張展示	仁淀川町

○機器を活用し，視覚障害への理解・啓発を図る

拡大読書機，シミュレーションレンズの体験コーナー，ロービジョン説明パネル掲示

○パソコン，iPad 等情報機器指導(個別対応) 46 回

Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

○成果指標:ボランティアによる図書製作数

わが国では点字、録音図書等の障害者用複製図書(バリアフリー図書)は全国の図書館、点字図書館でボランティアにより製作されており、図書製作は声と点字の図書館の重要な機能であることから、成果指標を各種バリアフリー図書の製作数とする。

○【令和2年度から目標値を設定】

令和元年度は新たにテキスト及びマルチメディアデージー図書製作体制構築に取り組むこととしている。また、目標値の設定は、ボランティア活動の推進を目的とするものであり、ボランティアとの協議が必要であるため、令和2年度から各種バリアフリー図書製作数の目標値を設定する。

○成果 ※参考値 (次表のとおり)

図書製作数(タイトル数)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
点字図書	181	201	236
録音図書	35	44	63
テキストデージー	1	1	0
マルチメディアデージー	0	0	0

○評価・分析

点訳図書、録音図書とも製作数は増加となった。テキストデージー及びマルチメディアデージーについては製作体制を構築中の段階。

○課題

点訳図書、録音図書については令和2年度から目標値設定(個々のボランティアの目標値を集計)。テキストデージー及びマルチメディアデージーについては、令和2年度から本格的に図書製作を実施する。

1 啓発・PR

○福祉施設，医療機関，特別支援学校等の職員など，読書困難者が関わる方への啓発や協力依頼

市町村障害福祉担当者会，高知県経営協セミナー（社会福祉法人役職員），県立特別支援学校校長会，高知市（居宅介護支援事業所総会，障害事業所担当者会，保育幼稚園長会，民間保育園長会），などで当館の周知，協力依頼

○学校等への協働への働きかけ

鶴見大学（元木教授研究室）と図書製作に関する連携（マルチメディアデイジー）

○マルチメディアデイジー図書製作ボランティア養成及び体制づくり

ボランティア10名 マルチメディアデイジー図書製作中

○その他の啓発・PR

開催日	行事内容	備 考
5月1日～5月23日 （休館日除く）	ボランティア活動紹介＆養成講座募集 展示スペースを活用	1F休憩コーナー 展示スペース
5月19日・5月25日	まちゼミ出展「親子で声の本作り」	声と点字の図書館内
7月6日	土曜夜市（3館出展）	帯屋町アーケード内
10月27日	・PRキャラバン（本山町）3館連携	
11月2日，10日，23日	まちゼミ出展「親子で声の本作り」	声と点字の図書館内
12月8日	じんけんふれあいフェスタ	中央公園

2 ボランティア活動

（1）登録ボランティア数

（3月31日現在，休止中の方除く）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
点訳	96人	86人	87人
音訳	87人	82人	87人
※対面音訳	77人	86人	99人
※デジタル資料製作	32人	40人	32人

※音訳，点訳ボランティアとの重複者あり。

(2)ボランティア養成講座受講者

()内は修了者数

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
点訳	11(8)人	20(13)人	14(9)人
音訳	14(12)人	22(18)人	12(11)人
デジタル資料製作	11(11)人	16(14)人	9(9)人

※点訳・音訳については、受講定員 15 人程度

(3)ボランティア活動推進

(図) ⇒オーテピア高知図書館連携

開催日	行事内容	備 考
6月 29 日～ 3月	点訳ボランティア養成講座(直接講座 11 回及び通信講座)	1F 会議室
7月 27 日～ 3月	音訳ボランティア養成講座(16 回)	1F 会議室
8月 17 日	デジタル資料製作ボランティア養成講座	1F 会議室
9月 7 日, 15 日	対面音訳研修(図) (参加者 39 人)	4F ホール他
11 月 16 日	調べ方研修:ボランティア対象(図) (参加者 14 人)	4F ホール
11 月 30 日～12 月 1 日	ボランティアスキルアップ研修会 ・「マルチメディアデিজリー図書製作の技法を学ぶ」(参加者 11 人) ・「よりよい音訳をするために」(参加者 33 人) ・「点字編集システムを使いこなそう」(参加者 38 人)	4F 集会室他

○その他実績

1 登録者の状況(令和2年3月 31 日現在)

(1)登録者数

高知市内	高知市以外	県内合計	県外	合計
366 人	238 人	604 人	90 人	694 人
(276 人)	(168 人)	(444 人)	(25 人)	(469 人)

()内は5年以上利用がない人を除いた人数

○県内市町村別登録者数

圏域別					圏域別					
		累計	実人数	新規			累計	実人数	新規	
高知市		366	276	39	中央西	土佐市	14	10	1	
安芸	室戸市	2	2			いの町	15	11		
	安芸市	12	9			仁淀川町	4	4	2	
	東洋町	2	2			佐川町	6	5		
	奈半利町	4	4			越知町	9	5		
	田野町	3	3			日高村	21	10		
	安田町	2	2	2		計	69	45	3	
	北川村	1	1			高幡	須崎市	14	9	1
	馬路村	0					四万十町	8	7	
	芸西村	4	2				梶原町	2		
	計	30	25	2	津野町		4	3		
中央東	南国市	24	16	2	中土佐町		4	4		
	香美市	14	12	6	計		32	23	1	
	香南市	19	15	3	幡多	四万十市	13	9		
	本山町	3	2	1		宿毛市	10	6	1	
	大豊町					土佐清水市	11	6	1	
	土佐町	3	3	1		黒潮町	5	4	2	
	大川村	1	1			大月町	3			
	計	64	49	13		三原村	1	1		
						高知市以外	238	168	23	
					合計	604	444	62		

「実人数」 5年以上利用がない人を除いた人数

2 図書及び利用状況

(1) 貸出数(タイトル数)

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
点字図書		437	669	740
録音図書	カセット	141	392	338
	デージー図書	6,832	6,334	6,876
	コンテンツ提供	7,158	10,027	12,197
マルチメディア デージー	マルチメディアデージー	—	229	556
	コンテンツ提供(※)	—	4	4

※「コンテンツ提供」は他館製作デージー図書・マルチメディアデージー図書のデータをサピエ図書館からダウンロードしての貸出し

(2)サピエ図書館利用状況

○個人会員登録者数

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	101 人	119 人	137 人

○個人会員図書データダウンロード利用回数

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
点字データ	4,858 回	4,409 回	3,396 回
音声デージー	23,023 回	23,068 回	27,347 回
テキストデージー	1,529 回	1,900 回	2,452 回
マルチメディア	16 回	43 回	33 回

3 対面音訳サービス ※平成30年度からはオーテピア高知図書館と合同実施

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施数	473 回	956 回	1,065 回
実利用人数	8 人	15 人	15 人

6 関係条例・規則等

○高知市立点字図書館条例

(昭和 42 年 8 月 1 日条例第 41 号)

改正 昭和 42 年 10 月 26 日条例第 49 号昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号

平成 19 年 10 月 1 日条例第 42 号 平成 29 年 10 月 1 日条例第 53 号

平成 31 年 1 月 1 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 28 条第 2 項の規定に基づいて、本市に点字図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 点字図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高知声と点字の図書館

位置 高知市追手筋二丁目 1 番 1 号

(事業)

第 3 条 点字図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 点字・録音図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
- (2) 点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアの育成及び支援を図ること。
- (3) 視覚障害についての相談、支援等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第 4 条 点字図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たる場合を除く。） 午前 9 時から午後 8 時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日 午前 9 時から午後 6 時まで

(休館日)

第 5 条 点字図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は、臨時に開館することができる。

- (1) 月曜日（祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。）
- (2) 毎月（8 月を除く。）第 3 金曜日（祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。）
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (4) 8 月中において 4 日の範囲内で市長が指定する日

(使用料)

第 6 条 点字図書館の利用については、使用料を徴収しない。

(入館の制限及び退館)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館への入館を拒否し、又は点字図書館から退館させることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は点字図書館の資料、施設若しくは設備器具等を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき。
- (2) 管理上必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入館させることが適当でないと認められるとき。

(損害の賠償等)

第8条 点字図書館を利用した者が、点字図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第9条 点字図書館の運営に関し市長の諮問に応ずるとともに、点字図書館が行う事業につき、市長に対して意見を述べる機関として、高知声と点字の図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 視覚障害者等の関係団体の代表者等
- (2) 視覚障害者等の福祉、医療及び教育並びにボランティア活動等の関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(附則等省略)

○高知市立点字図書館条例施行規則

(昭和 50 年 1 月 1 日規則第 1 号)

改正 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号昭和 61 年 2 月 1 日規則第 7 号

昭和 61 年 5 月 1 日規則第 35 号 平成 12 年 4 月 1 日規則第 16 号

平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号 平成 26 年 3 月 1 日規則第 14 号

平成 27 年 4 月 1 日規則第 50 号 平成 29 年 5 月 18 日規則第 100 号

平成 30 年 7 月 24 日規則第 70 号平成 31 年 1 月 1 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知市立点字図書館条例(昭和 42 年条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 点字図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他の職員

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する高知声と点字の図書館運営協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、点字図書館において処理する。
- 8 前各項に規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(点字図書館資料等の管理等)

第 4 条 次に掲げる点字図書館資料等(以下「図書館資料等」という。)の購入、検収及び管理については、図書館資料等の合理的、かつ、能率的な運営を図るため、高知市物品会計規則(平成 8 年規則第 31 号)第 54 条の規定により、この規則の定めるところにより行う。

- (1) 点字図書、録音図書その他の資料(以下「図書等」という。)
- (2) 読書機器、情報機器及び日常生活支援用具(以下「読書機器等」という。)
- (3) 図書等の資料製作用機器(以下「資料製作用機器」という。)

(図書館資料等の年度区分)

第 5 条 図書館資料等の受入れ及び払出しは、会計年度によって区分し、その所属年度は、現に受入れ又は払出しのあつた日の属する年度とする。

(寄贈図書館資料等の受入れ)

第6条 寄贈された図書館資料等(以下「寄贈図書館資料等」という。)の受入れは、館長が行う。

2 寄贈図書館資料等には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入してその厚意を記念するものとする。

3 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めるときは、その経費の一部又は全部を市で負担することができる。

(帳簿の記載)

第7条 館長は、図書館資料等の受入れ及び払出しに関する基本帳簿及び必要な補助簿等を備えて図書館資料等の管理を明らかにしなければならない。

2 基本帳簿への記載は、その記載原因の発生の都度、直ちにしなければならない。

(帳簿記載の省略)

第8条 消耗度の高いもの及び時期性の強いもの並びに雑誌、新聞、パンフレット等については、前条の規定にかかわらず、基本帳簿への記載を省略することができる。

(館内利用)

第9条 図書館資料等は、館内で職員の指示に従い利用できる。

(貸出しを受けることができる者)

第10条 図書等及び読書機器等の個人貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)

(2) 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認めた者

2 図書等及び読書機器等の団体貸出し(以下「団体貸出し」という。)を受けすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 他の点字図書館及び公共図書館

(2) 視覚障害者等の団体

(3) 視覚障害者等が利用する福祉、医療、教育施設等で館長が適当と認めたもの

(個人貸出し又は団体貸出しを受ける者の登録)

第11条 個人貸出し又は団体貸出しを受けようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者は、当該登録に係る事項について異動を生じたときは、その旨を館長に届け出なければならない。

(貸出期間等)

第12条 図書等及び読書機器等の貸出期間は、郵送日数を除き30日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その期間を伸縮することができる。

2 個人貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、点字図書にあつては10タイトル以内、録音図書その他の資料にあつては20タイトル以内とする。

3 団体貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、50 タイトル以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その数量を変更することができる。

4 同時に貸し出すことができる読書機器等の数量は、館長が定める。
(ボランティアの登録)

第 13 条 条例第 3 条第 2 号に規定する点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアとして活動しようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

(資料製作用機器の貸出し)

第 14 条 資料製作用機器の貸出しを受けることができる者は、前条の登録を受けた者(以下「登録ボランティア」という。)及び館長が適当と認めた者とする。

2 資料製作用機器の貸出期間は、登録ボランティアにあつては当該登録期間内とし、館長が適当と認めた者にあつては館長が認めた期間とする。

(不用図書館資料等の廃棄)

第 15 条 館長は、不用又は使用不能になった図書館資料等は、適時にこれを廃棄し、常に図書館資料等の質的向上を図るものとする。

2 館長は、善良な管理の下で図書館資料等が亡失したときは、その事情を調査し、6 月以上経過しても未解決のときは、これを除籍処分にすることができる。

(施設の使用)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館の施設を使用させることができる。

- (1) 視覚障害者等が更生のための研修会等に使用するとき。
- (2) 視覚障害者等の援護及び福祉を目的として使用するとき。
- (3) 点訳及び録音奉仕活動のために使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

2 点字図書館の施設を使用しようとする者は、市長に事前の許可を受けるものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則等省略)

高知声と点字の図書館利用者サービス等実施要綱（平成30年 7 月24日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知市立点字図書館条例施行規則（昭和50年規則第1号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、高知声と点字の図書館（以下「声と点字の図書館」という。）における図書等及び読書機器等（以下「資料等」という。）の貸出しその他のサービスの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（視覚障害者等）

第3条 規則第10条第1項第1号に規定する視覚障害者等とは、別表1に掲げる障害等の状態にあり、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項に規定する視覚著作物を視覚によりその表現が認識される方式によって利用することが困難な者をいう。

（利用登録）

第4条 規則第11条第1項の登録（以下「利用登録」という。）を受けようとする者は、所定の利用登録申込書により館長に申し込むものとする。ただし、利用登録を受けようとする者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し込むことができる。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該申込みをした者の利用登録を行うものとする。この場合において、個人貸出しに係る利用登録の申込みについては、別表2に定める確認事項によりその内容を確認するものとする。

（貸出手続）

第5条 利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、資料等の貸出しを受けようとするときは、館長に申し出るものとする。ただし、登録者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し出ることができる。

（登録の取消し等）

第6条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は資料等の貸出しを停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- (2) 貸出しを受けた資料等を転貸したとき。
- (3) 規則第12条第1項に規定する貸出期間を経過し、貸出しを受けた資料等の返却の督促を受けたにもかかわらず当該資料等を返却しないとき。
- (4) 高知市立点字図書館条例（昭和42年条例第41号）、規則又はこの要綱に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が不適当と認めたとき。

（ボランティアの登録）

第7条 規則第13条の登録を受けようとする者は、所定の様式により館長に申し込むものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、当該申込みをした者を所定のボランティア名簿に登録するものとする。

3 館長は、登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 登録ボランティアとしての活動（以下「ボランティア活動」という。）を中止する申出があったとき。

(2) 1年以上ボランティア活動の実態がないとき。

（その他のサービスの利用等）

第8条 登録者のうち、個人貸出しの利用登録を受けたもの（以下「個人貸出登録者」という。）は、声と点字の図書館において、次に掲げるサービスを利用することができる。

(1) サピエ図書館サービス（特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークに声と点字の図書館を通じて会員登録した個人貸出登録者に対し、当該ネットワークが録音図書等のデータ等を提供するサービスをいう。）

(2) 対面音訳サービス

(3) 資料製作サービス（オーテピア高知図書館（高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館をいう。）が所蔵する図書館資料又は個人貸出登録者が所有する資料について点訳、音訳又はデジタル化の方式による製作を行うサービスをいう。）

2 登録者は、資料等の貸出しを受けるに当たっては、郵送貸出サービスを利用することができる。

3 前2項に規定するサービスを利用する場合は、個人貸出登録者又は登録者は、館長に申し出るものとする。ただし、第1項第2号に掲げるサービスを利用する場合は、個人貸出登録者は、あらかじめ当該サービスの利用を希望する日時を申し出るものとする。

（資料製作サービスによる製作）

第9条 館長は、前条第1項第3号に掲げるサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料について他の点字図書館等において個人貸出登録者の求める方式で製作されておらず、かつ、製作される予定がない場合（館長が必要と認める場合を含む。）に限り、当該方式により製作することができる。

2 前項の製作は、点訳、音訳又はデジタル化の方式のうちいずれかの方式によるものとし、同一資料について複数の方式で製作しないものとする。

（郵送貸出サービスによる貸出し）

第10条 館長は、第8条第2項に規定するサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料等が郵便法（昭和22年法律第165号）第27条第2号又は第3号に掲げる郵便物に該当する場合に限り、郵送により貸

し出すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、郵便法第27条第3号に掲げる郵便物に該当しない録音図書その他の資料について、特に必要と認めるときは、郵送により貸し出すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

別表 1

障害等の状態
視覚障害
聴覚障害
肢体障害
精神障害
知的障害
内部障害
発達障害
学習障害
いわゆる「寝たきり」の状態
一過性の障害
入院患者
その他館長が認めた障害

別表 2

利用登録確認項目リスト

確認事項
身体障害者手帳がある。 [] 級
精神障害者保健福祉手帳がある。 [] 級
療育手帳（愛の手帳）がある。 区分 []
医療機関・医療従事者からの証明書がある。
福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある。
学校・教師から障害の状態を示す文書がある。
職場から障害の状態を示す文書がある。
学校における特別支援を受けている、又は受けていた。
福祉サービスを受けている。
ボランティアのサポートを受けている。
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている。
活字をそのままの大きさでは読めない。

活字を長時間集中して読むことができない。
目で読んでも内容が分からない，あるいは内容を記憶できない。
身体 からだ の病臥 びが 状態，まひ等により，資料を持ったりページをめくったりできない。
その他原本をそのままの形では利用できない。

(障害の種類) 視覚，聴覚，平衡，音声，言語，咀嚼そじよく，上肢，下肢，体幹，運動－上肢，運動－移動，心臓，腎臓，呼吸器，膀胱ぼうこう，直腸，小腸，免疫